

議 第 5 4 号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

本市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）3 月 9 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和 27 年条例第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 中 「9 3 0 , 0 0 0 円」を「9 4 8 , 0 0 0 円」に、
「7 2 6 , 0 0 0 円」を「7 4 0 , 0 0 0 円」に、「6 2 5 , 0 0 0
円」を「6 3 7 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和27年2月11日条例第7号）

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料額は、次のとおりとする。</p> <p>市長 月 <u>948,000円</u></p> <p>副市長 月 <u>740,000円</u></p> <p>教育長 月 <u>637,000円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料額は、次のとおりとする。</p> <p>市長 月 <u>930,000円</u></p> <p>副市長 月 <u>726,000円</u></p> <p>教育長 月 <u>625,000円</u></p> <p>2 (略)</p>